

国民生活審議会第9回消費者契約法評価検討委員会議事要旨

1. 日 時 平成19年8月10日(金) 10:00~10:48

2. 場 所 三田共用会議所 第3特別会議室

3. 出席者

(委員会)

山本委員長、阿部委員、夷石委員、上田委員、笠井委員、鹿野委員、菊地委員、藏本委員、下谷内委員、角田委員、田口委員、寺田委員、中田委員、野坂委員、町村委員、宮川委員、村委員

(事務局)

西国民生活局長、堀田審議官、原嶋消費者企画課長、高橋調査室長、加納消費者団体訴訟室長、小川消費者情報室長ほか

4. 概要

(1) 「報告書(案)」について

資料1について事務局から説明の後、大要以下の議論が行われた。

○文章の書き方について、前回に比べて分かりやすくなったという印象を持っている。前回は方向性がもう少し出せないかという意見を述べたが、「おわりに」の部分は妥当な書き方だと評価できる。

○全体的に分かりやすくまとめていただけてよかったと思うが、一点だけお願いがある。32頁に「高齢者等の消費者被害の防止について」が新しく加えられているが、本日から内閣府において消費者問題出前講座が実施されるので、加筆していただきたい。

→異論がなければ修正させていただく。

○32頁の「高齢者等の消費者被害の防止について」という項目を立てて論じたことは大変高く評価すべき点だと思うが、この項目に関して意見がある。ここの記述が、法律の整備と併せて、このような取組みがより効果を発揮することが期待されるという趣旨で書かれたという前提での意見であるが、公法と私法がかみ合って効果を発揮していくという言葉がここには表現上表れていないように思われるので、どこかで一度触れていただきたい。そうすることで、例えば困惑類型の拡張であるとか、適合性原則の検討について、それらとよりかみ合った形で課題が明らかになるのではないかとと思われる。

また適合性原則については、金融商品に関係するものに記述が集中しがちであるが、この委員会ではもう少し広く議論してきたように感じるので、もう少し広く拾っていただければと思う。例えば、適合性原則に関する裁判例の中で、適合性原則を取り上げたものや公序良俗違反になったものに集中してピックアップされているように思うが、委員会の場では意思能力無効との関連性も取り上げられたわけであるから、ここで何か示唆に富むような判例があればピックアップしていただくなど、もう少し工夫をお願いできればと思う。

→公法と私法との関係は、これまでの審議の中で明示的には議論されていない問題であって、も

う一回委員会を開いて考えなければならないような問題だと思うので、今回の報告書で直ちに文言として盛り込むことは難しい。また、行為能力、意思能力制度は、踏み込むにはやや大がかりではないかという指摘がこれまでの委員会であり、この報告書ではあまり踏み込んでいない。

○全体的に非常に分かりやすくなったと思う。適合性原則の意義について、消費者基本計画に書かれている以上のものはあまり期待できないが、本文中で、困惑類型の拡張によりどういうものに対処できるか、困惑類型で対処できないものが本当にあるかということについて引き続き検討ということになっているので、この流れでいいかと思う。またインターネット取引、特にインターネット・オークションに関し、オークションの場の設定者ではない参加者が消費者契約法の適用対象になり得るかということについて、あまり議論されていなかったと思うが、そのあたりは今後議論が必要だということについて、もう少し書き加えられないか。

→消費者・事業者の概念の問題であるとすれば、10頁の「消費者契約の意義」でインターネット・オークションについても触れている。

○33頁に「消費者による立証の困難性について」の項目を立てていただいたことは、非常によいことではないかと思う。その中で、「しかしながら、事業者は、立証責任を負わないからといって主張及び立証活動を全くしなくてよいわけではない」とあり、これは全くそのとおりであると思うが、その理由として消費者契約に関する努力義務のことが書いてあるわけけれども、その前ぐらいがいいのかと思う。また、近時の民事訴訟において一般的に立証責任を負わないものも積極的に情報や証拠を提出して、事実を明らかにすべきであるという考え方が割と強くなってきており、裁判所もそういう訴訟指揮をすることが多くなってきていると伺っているので、こうしたことも入れていただいた方がいいのかと思う。

→御指摘の点は消費者契約に限らず一般的な話であり、なおかつ消費者紛争においては一層あてはまる話かと思うので、適切な文言を考えさせていただきたいと思う。

○まず二点ほど質問をさせていただく。第一点として、例えば11頁の「勧誘をするに際し」の最後の行で「引き続き検討すべきである」とあるが、前回は「検討すべきである」という表現だったと思う。「断定的判断の提供」、「不利益事実の不告知」、「重要事項」などにおいても同様に「検討すべきである」とあったものが、表現として「引き続き」と加筆されている。これは当該論点について改正の必要がないあるいは低いという消極的評価を含むものなのか、そうではなく今回の検討の到達点なり結論を前提として引き続き検討するという意味なのか教えていただきたい。

第二点目として、34頁の「おわりに」の中で、課題として認識したものとして、重要事項の概念の拡張、契約締結に直結する広告・表示における不実告知等への対処など4項目が例示で挙げられている。また、引き続き検討すべきものとして、上記4項目の具体的な規定の在り方や、今回の論点になっている情報提供義務以下の各論点という記載の仕方をされているが、少なくとも本委員会が課題として認識した具体例4つについては改正する必要があると確認されたという意味でここに書かれたととらえていいのか。

→まず第一点目について、これは引き続き検討するという字句のとおりであり、今回の委員会において検討され、ある程度議論の方向性が見えてきたところではあるが、まだ詰め切れていない

点が残っていないかということで、「引き続き」という文言を入れている。例えば15頁の「困惑類型」では、「検討すべきである」として「引き続き」という言葉を入れている。これは、困惑類型としてどのようなものを拡張するかということは今後の検討課題であるとされたにすぎず、具体的にどうするかということについては、実質的な御議論、御意見をいただいているわけではないので「引き続き」という言葉を入れている。以上のように議論を踏まえた上で、「引き続き」と入れているか入れないかは書き分けている。

第二点目について、例えば重要事項に関する論点については、16頁で重要事項の概念を拡張すべきと考えられるという形で、おおむね意見の合意をいただいたと認識しているので、その方向性については拡張することを前提に、しかし、それをどのように拡張するかということについては、規定の在り方に関わる部分であり具体的な検討がなされている状況ではないと認識しているので、こうした点については引き続き検討する必要があるのではないかとしている。

また情報提供義務、適合性原則等の大きな論点については、例えば適合性原則について困惑類型の拡張によって拾える部分もあるのではないかとまとめているが、それによって拾い切れないところもあることを認識しており、そうしたものについては、引き続き検討する必要があると論点の大きさに鑑みて位置づけている。

○引き続き、意見を一点述べさせていただくと、「消費者団体訴訟制度の導入とその機能」に関し、32頁で消費者契約法第10条が例として挙げられているが、適格消費者団体が訴訟をして判決を得ることで初めて差止請求権の行使としての価値があるというような読み方もできる表現になっていると思う。現実には、訴訟における判決よりも、裁判外の和解を通じて解決されるものが数として圧倒的に多いと予想されるので、書きぶりについては、差止請求訴訟における判決を通じてという限定をせず、適格消費者団体による差止請求権の行使を通じてといったように広く表現いただき、判決に限定しない書き方をできればお願いしたいと思う。

○全体的な評価として、前回の議論が生かされ、明確に方向性が出された報告書になっているのではないと思う。文言については、27頁の下から9行目や34頁の下から7行目など文章が長いところがいくつか見られる。

○32頁の「高齢者等の消費者被害の防止について」を書き加えていただき、大変よかったと思う。書きぶりについて、32頁の下から7行目のところに「地域において」と書かれているが、その下のところで「また、国においても」とされているので、ここは「地方公共団体において」とはっきり書いてよいかと思う。33頁の「3. 消費者による立証の困難性について」は、非常にわかりやすく書き加えられたと思う。最後に「おわりに」が本評価検討委員会を受けて、今後の消費者契約法改正に向けての今後の取組みを積極的に取り組まれることを明確に示されたということは、非常に有意義であると考えている。その上で1つ、ここに書き加えることが難しければ、今後の内閣府の取組みとしては是非検討願いたい、非常に著しく変化している社会状況や消費者被害の実態を受けて、今後できれば3年遅くても5年をサイクルに見直しが必要であるというようなことを、書くことができないか。報告書に書くことができなくても、事務局の方でそのような予定があれば、この場において明確に示していただけないか。

→今日はとりまとめの機会であり、また消費者基本計画で全体をどうしていくかという話もあるので、その辺のことは次期の国生審辺りでさらに総合的に検討していただきたい。

○高齢者の項目を加えていただいたことは、大変結構だと思う。案文に意見はないが、全国に2,000箇所を設置されている商工会の活動に関して、過疎地に行けば行くほど非常に深刻になっている高齢者の問題、地域のお年寄りをどうやって見守っていけばよいのかという問題は、地方公共団体他だけに任せてよい話ではないと思う。地域のボランティア団体とか、商工会のような経済団体でどのように支えていくのかといった全体の話これからやっていく必要があるのではないと思う。

→関連する発言が先ほどあったが、「地域において」という表現は場所的な観念であると同時に、主体として理解されるものでもあるので、御意見を踏まえて適切な修文を考えさせていただきたいと思う。

○前回、幅広く出された意見について、丁寧に修文がなされている。特に33頁の「消費者による立証の困難性」の問題については、相談の場で大変苦労している点であり、このような形で立証についての考え方が認識されて広まっていけば、トラブル解決の上での実務にも大変役立つのではないと思う。そのほか、全体の方向性として、明確でわかりやすくなったと思う。

—以 上—